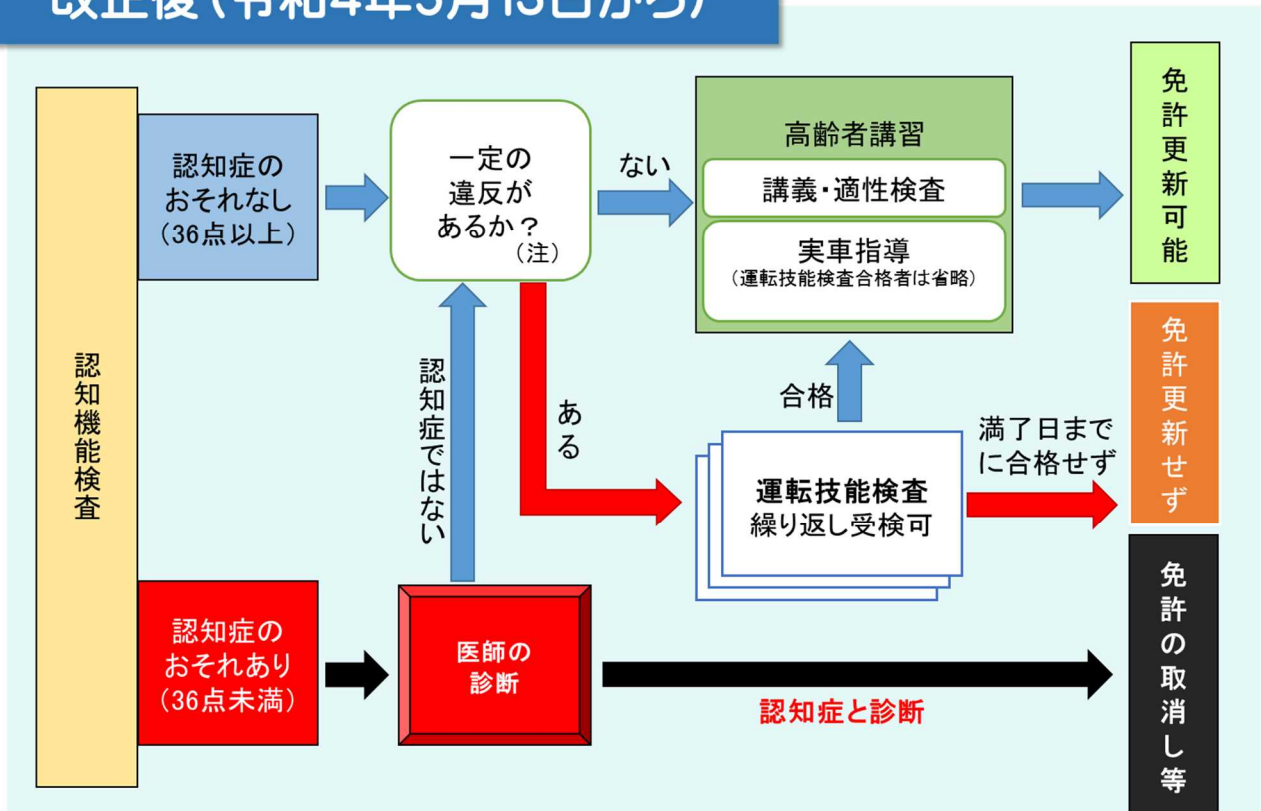


## 運転技能検査の導入について

75歳以上の普通自動車対応免許の保有者のうち、一定の違反歴がある方は、令和4年5月13日の改正道路交通法施行により、運転免許証の更新時に運転技能検査が導入されます。

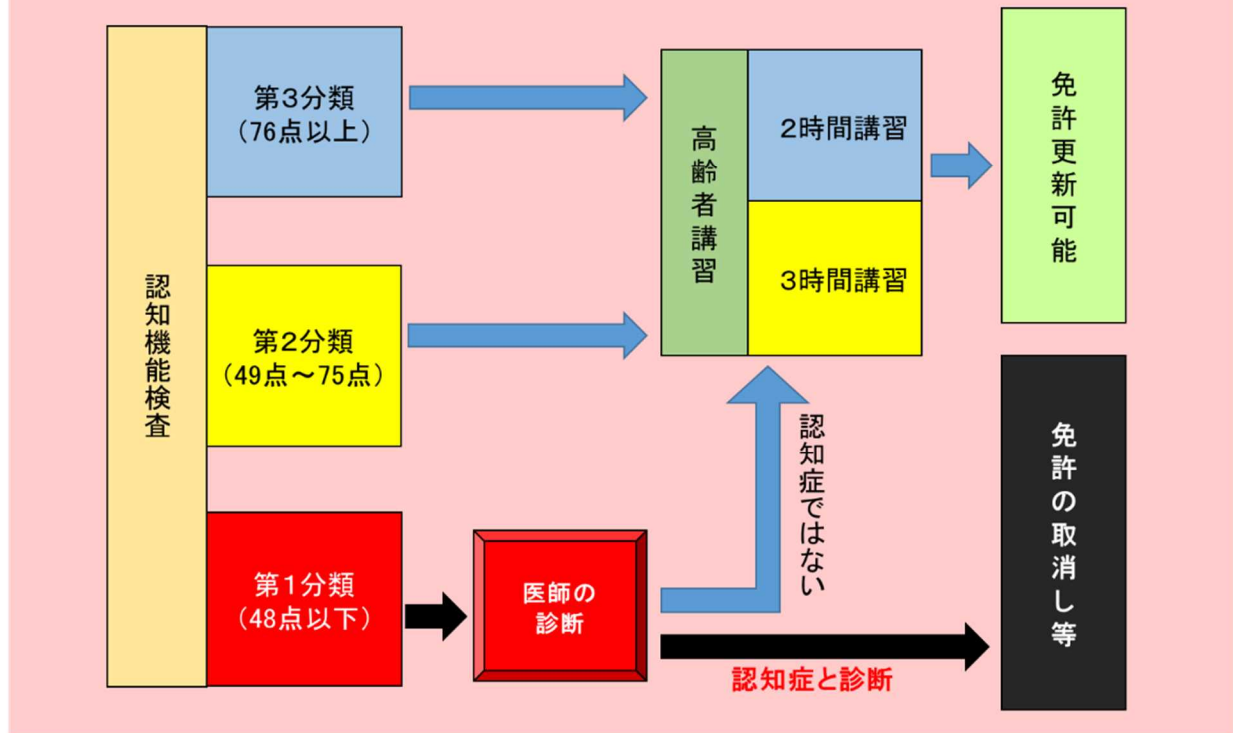
なお、運転技能検査は経過措置が設けられており、令和4年10月12日以後に誕生日を迎える方が対象となります。

### 改正後（令和4年5月13日から）



(注) 令和4年10月12日以降に誕生日を迎える方が対象

## 現行(令和4年5月12日まで)



### 1 運転技能検査

75歳以上で一定の違反歴があり、普通自動車対応免許を保有している方は、運転免許証更新時に運転技能検査を受検することとなります。検査は何回でも受検できますが、合格しないと運転免許証の更新はできません。

### 2 検査の対象となる一定の違反(基準違反行為)

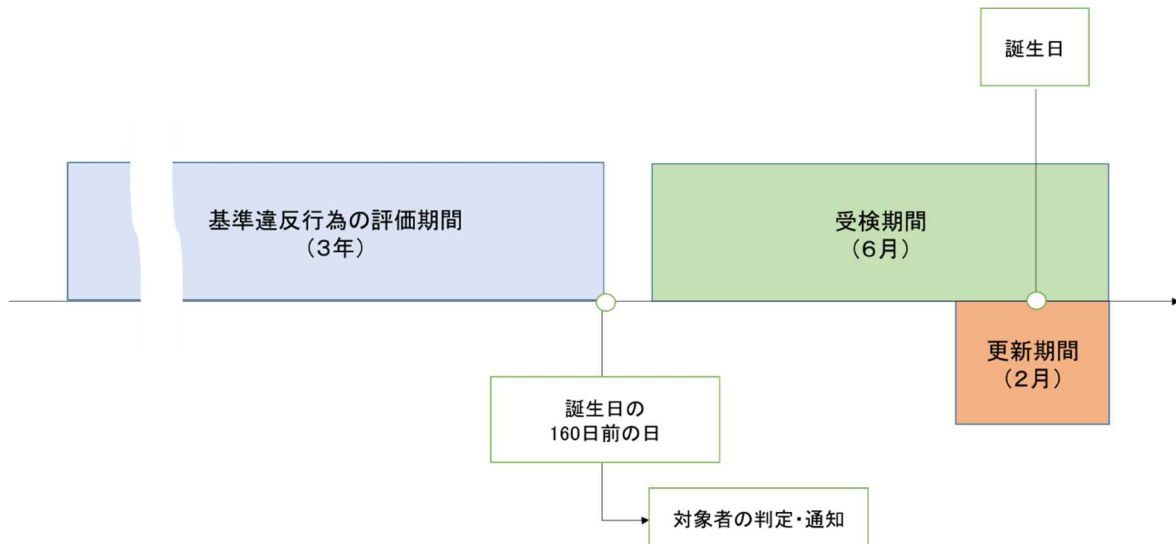
- ①信号無視
- ②通行区分違反
- ③通行帯違反等
- ④速度超過
- ⑤横断等禁止違反  
(法定横断等禁止違反、指定横断等禁止違反)
- ⑥踏切不停止等・遮断踏切立入り
- ⑦交差点右左折方法違反等  
(交差点右左折方法違反、環状交差点左折等方法違反)
- ⑧交差点安全進行義務違反等  
(交差点優先車妨害、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反)
- ⑨横断歩行者等妨害等

⑩安全運転義務違反

⑪携帯電話使用等

### 3 検査の対象となる違反の評価期間

運転免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の160日前の日前3年間に、一定の違反歴のある場合に検査の対象となります。



### 4 運転技能検査手数料

3,550円(1回当たり)